

事務連絡
令和6年5月16日

会員殿

公益社団法人東京都府中市歯科医師会

保険担当理事 島津 大輔

施設基準の提出につきまして

平素より大変お世話になっております。

令和6年度保険改訂におきまして、新規で取得し、6月1日より請求されるものに対し、提出をお願い致します。（経過措置のあるものもございます）

1. 各施設基準

関東信越厚生局のホームページに届出の一覧が掲載されております。

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shinsei/shido_kansa/shitei_kijun/kih_on_shinryo_r06.html

2. 施設基準チェックリスト

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001252733.pdf>

A.提出

i. 令和6年6月3日（月）必着

ii. 「関東信越厚生局東京事務所」

〒163-1111

東京都 新宿区 西新宿 6-22-1

新宿スクエアタワー 11F

新たに創設され、6月以降算定するのに届け出が必要なもの

施設基準の届出について（新規）

令和6年6月以降に当該点数を算定するために届出が必要
(歯科遠隔連携診療料を除く。)

◆ 新たに施設基準が創設されたもの

【基本診療料】

- 歯科点数表の初診料の注16及び再診料の注12（情報通信機器を用いた歯科診療）
- 医療情報取得加算
- 医療DX推進体制整備加算

【特掲診療料】

- 小児口腔機能管理料の注5、口腔機能管理料の注5及び歯科特定疾患療養管理料の注5（情報通信機器を用いた歯科診療）
- 歯科遠隔連携診療料（施設基準を満たしている場合は届出不要）
- 在宅医療DX情報活用加算（歯科訪問診療料）
- 在宅歯科医療情報連携加算
- 在宅療養支援歯科病院
- 頭頸部悪性腫瘍光線力学療法
- 光学印象
- 歯科技工士連携加算1、歯科技工士連携加算2、光学印象歯科技工士連携加算
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）・歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）
 - ・入院ベースアップ評価料

経過措置のあるもの

施設基準の届出について（改定に伴う主な経過措置①）			
令和6年6月以降に当該点数を算定するために届出が必要			
施設基準 (廃止)	新施設基準	追加内容 (※人員体制、掲示事項のウェブサイトへの掲載以外)	経過措置期間
歯科外来診療 連携体制加算 1	歯科外来診療医療安全対策加算 1	① 医療安全管理者（医科歯科併設の保険医療機関では歯科の外来診療部門）が配置されていること。 ② 医療安全対策につき十分な体制が整備されていること。 ③ 歯科診療に係る医療安全対策に係り院内掲示を行っていること。	令和6年3月31日時点において、それぞれ旧施設基準に係る届出を行っている保険医療機関については追加内容のそれぞれについて、令和7年5月31日までの間満たしているものとみなす。 ※歯科外来診療感染対策加算2： 旧外来環1の届出を行っている保険医療機関において、経過措置期間中①～⑥を満たしていないが、今後歯科外来診療感染対策加算2の届出を行う予定であり、経過措置期間中も歯科外来診療感染対策加算2の算定を行う場合は届出が必要。
	歯科外来診療感染対策加算 1	① 院内感染管理者（医科歯科併設の保険医療機関では歯科の外来診療部門）が配置されていること。	
	歯科外来診療感染対策加算 2	① 院内感染管理者（医科歯科併設の保険医療機関では歯科の外来診療部門）が配置されていること。 ② 歯科外来診療における院内感染防止対策につき十分な体制が整備されていること。 ③ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）の患者又はそれらの疑似症患者に対して歯科外来診療が可能な体制を確保していること。 ④ 新型インフルエンザ等感染症等に係る事業継続計画を策定していること。ただし、病院である医科歯科併設の保険医療機関にあっては、歯科外来部門の事業継続計画を策定していること。 ⑤ 歯科外来診療を円滑に実施できるよう、新型インフルエンザ等感染症等に係る医科診療を担当する他の保険医療機関との連携体制（歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関にあっては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制）が整備されていること。 ⑥ 当該地域において歯科医療を担当する別の保険医療機関から新型インフルエンザ等感染症等の患者又はそれらの疑似症患者を受け入れるため、当該別の保険医療機関との連携体制を確保していること。	

今まで （旧）外来環の施設基準を出されていた場合は経過措置がとられ、

令和7年5月31日まで （新）外安全、外感染の施設基準を満たしているものとみなされます。

但し外感染2については、経過措置期間中であっても①～⑥を満たしておらず

今後算定予定がある場合は届け出が必要になります。